

神戸市職員共助組合ホームページバナー広告掲載要綱

令和4年8月9日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市職員共助組合(以下「共助組合」という。)が開設するホームページ(以下「ホームページ」という。)へのバナー広告掲載(以下「掲載」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載にかかる要件等)

第2条 掲載するバナー広告(以下「バナー広告」という)及びバナー広告がリンクするwebサイト(以下「リンク先サイト」という。)の目的及び内容は、ホームページの他の掲載内容との調和を考慮しかつ次の各号に十分に配慮または順守したものでなければならない。

- (1) 組合員の福利厚生の上に資するものであること
- (2) 真実を伝えるもので、公正で誠実なものであること
- (3) バナー広告及びリンク先サイトの構成、意匠、記述・論述が、品位を保ち、閲覧者に誤解、不快感、不信感を与えないものであること
- (4) 広告関連法規等法令の規定に違反または抵触する恐れのないものであること
- (5) 公序良俗に反しないものであること。またこのほか「神戸市ホームページ広告掲載取扱要綱」第2条に定める種類及び範囲内であること

2. 住宅等の分譲物件については、前項第5号後段の規定の限りではないものとする。

(バナー広告の募集及び掲載者の決定)

第3条 バナー広告掲載希望者(以下「掲載希望者」という。)の募集は常時行うものとする。

- 2 掲載希望者は、共助組合が定めるバナー広告申込書を郵送、FAX、またはEメールで申し込むものとする。
- 3 共助組合組合長(以下「組合長」という。)は、前条の規定に基づき掲載の可否を判断し、その結果に基づき掲載者を決定するものとする。
- 4 前項において、組合長は、掲載希望者が募集している枠数を超えるときは、抽選により、掲載者を決定することができるものとする。

(掲載位置等及び規格)

第4条 掲載するページ、位置及び枠数は組合長が別途定めるものとする。

- 2 バナー広告の画像コンテンツ(以下「画像コンテンツ」という。)並びにリンク先サイトの作成費用及び画像コンテンツの掲載更新並びにリンク先の変更費用は掲載者が負担するものとする。
- 3 バナー広告1枠の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 画像のサイズ・容量

横394ピクセル縦110ピクセル、かつデータ容量20KB以下

(2) 形式

GIF、またはJPEG

- 4 画像コンテンツまたはリンク先サイトのコンテンツは、閲覧者の視聴の際の負担が過度にならないように十分に配慮したものにななければならない。

(掲載の単位期間等、掲載料及び納付)

第5条 掲載する単位期間は、各月の始期を朔日とし、終期を同月の晦日とする1ヶ月とするもの

とする。ただし最低掲載期間は3ヶ月とするものとする。

- 2 バナー広告掲載料(以下「掲載料」という。)は1枠につき、月額5,000円(税込)とする。ただし連続する12ヶ月を50,000円(税込)とすることができるものとする。
- 3 掲載料は、組合長が指定する期日までに納付するものとする。

(バナー広告内容等の説明、変更)

第6条 組合長は必要に応じて、画像コンテンツ及びリンク先サイトの掲載内容の趣旨・意図についての説明を掲載者に求めることができるものとする。

- 2 組合長は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等がこの要綱の規定に違反している、あるいはその恐れがあると判断したときは掲載者に対して内容等の変更を求めることができるものとする。

(掲載の取り消し)

第7条 組合長は、次の各号に該当する場合には、掲載者への催告その他何らかの手続きを要することなくバナー広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに画像コンテンツデータの提出がないとき
- (3) 前条に規定する説明に応じないときまたは変更を掲載者が行わないとき
- (4) リンク先サイトが感染型ウイルスによる感染が認められたとき
- (5) その他、掲載が適切でないと組合長が判断したとき

(掲載の取り下げ)

第8条 掲載者は、自己の都合により掲載を取り下げるときは、書面により組合長に申し出なければならないものとする。

- 2 前項の規定により掲載を取り下げた場合は、掲載料は返還しないものとする。

(掲載料の返還)

第9条 掲載者の責に帰さない事由により、掲載しなかったときは、掲載料を返還する。また返還する掲載料は、掲載を取り消した翌月以降の納付額の総額とする。ただし返還する掲載料には利子を付さないものとする。

- 2 前項の規定にもかかわらず、第7条第2号から第5号に掲げる事由により、掲載しなかったときは、掲載料は返還しないものとする。

(掲載者の責任等)

第10条 バナー広告、リンク先サイトの内容及びこれらに付随するものに関する責任は、掲載者が負うものとする。また第三者から、掲載内容に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、掲載者の責任または負担において解決するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については共助組合事務長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月9日から施行する。